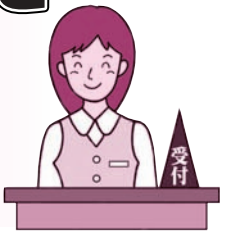


市・都民税の申告と 所得税の 確定・還付申告



平成22年度の市・都民税の申告と、平成21年分の所得税の確定申告、還付申告の受付を行います。給与所

得者で「年末調整」が終わっていない方、年金受給者で源泉徴収（振り込み時に所得税を天引き）されている方は、確定申告されることをお勧めします。
生命保険、地震保険、国民年金の保険料や国民年金基金の掛金などの控除を受ける場合は、証明書、領収書などの添付が必要です。
土地・家屋、株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は、青梅税務署で必ず期間内に申告してください。
場所・期間
市役所：2月1日（月）～3月15日（月）（土曜・日曜日、祝日、2月3日（水）～5日（金）を除く）
五日市出張所：2月3日（水）～10日（水）、3月1日（月）

～5日（金）（土曜・日曜日を除く）
受付日にご注意ください。
時間 午前9時～11時15分、午後1時～4時30分
各会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。
問合せ
市・都民税：課税課市民税係（直通558・1682）
所得税：青梅税務署（0428・22・3185）

早めに締め切ることがあります。
場所：市役所1階コミュニケーションホール
対象：給与・年金所得者、小規模納税者
譲渡所得、贈与税の相談はできません。
日曜日に確定申告を受け付けます
期日：2月21日・28日の日曜日
場所：青梅税務署
内容：所得税、贈与税、個人消費税の確定申告書作成のアドバイスと申告書を受け付けます。
当日は混雑が予想されますので、早めにお越しください。この2日間以外の日曜・日曜日は業務を行っていません。
当日は、国税の領収は行っていませんので、振替

納税制度をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。
2月21日（日）は、青梅マラソン開催により税務署周辺道路が交通規制されるため、税務署駐車場は利用できません。公共交通機関でお越しください。
パソコンでの申告 税務署で確定申告書を作成される方は、画面案内に従って入力するだけで自動計算される、便利なパソコンをご利用ください。
税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場で電子送信できます。
申告と納税の期限
所得税、贈与税：3月15日（月）
消費税、地方消費税：3月31日（水）

振替納税をお勧めします
「申告所得税」「消費税」「地方消費税」は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税が利用できます。
問合せ 青梅税務署（0428・22・3185）
にせ税理士にご注意を
納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士資格のない人はできません。税務書類の作成の依頼は正規の「税理士」に依頼しましょう。
問合せ：青梅税務署（0428・22・3185）、東京税理士会青梅支部（0428・23・2331）

市長コラム No.23

新年になって晴天続きで、正月の行事は大助かりです。ところが日本海側では吹雪と積雪に閉ざされた厳しい環境の雪国が出現しています。「同じ日本に在りながら山ひとつで随分違うものだね」と北国で出会った風物を思い浮かべながら話していました。

今の時代、少子高齢化の進行や、いつ起こっても不思議でない震災への対応など待たなす。「環境都市あきる野」を目指すには、地域力が高まり、行政力が強化されねばなりません。そして協働のまちづくりの推進は、「職員が市民生活の現場に出向き、市民の声と地域の心を感じ取ること」と同時に、「市の行政情報を正確に伝達すること」が大切です。この情報交換により、あきる野市ならではの政策を生み出すことができると思っています。

新型 インフルエンザ ワクチン



高齢者と健康成人への接種を開始
接種対象者・接種開始日
65歳以上の方：1月15日
19歳から64歳までの健康成人など：1月18日
接種回数 1回
希望するすべての方がワクチン接種の対象となりました。
問合せ 健康課予防係（直通558・1191）

プラムポックスウイルスの発生と 緊急防除のお知らせ



昨年4月、青梅市内のウメの木で、わが国で初めて「プラムポックスウイルス」による病気が発見され、その後の調査により、あきる野市や八王子市などでもこのウイルスに感染したウメの木が確認されました。この病気は、人や動物に感染することはなく、また、果実を食べても健康には全く影響がありませんが、モモやアンズに広がると果実の奇形や早期の落果など、大きな被害が発生する恐れがあります。
農林水産省は、この病気のまん延を防止するため、次のような緊急防除省令を2月20日（土）に施行します。
この省令により、防除区域が指定され、根絶が確認されるまで感染する可能性のある植物（規制対象植物）の防除区域外への移動が制限されるほか、感染樹などの廃棄（伐採・抜根）が行われます。この防除措置は、農地のウメの木だけでなく、各家庭の庭木や盆栽なども対象となりますので、市民

の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
緊急防除省令（概要）
防除区域 あきる野市雨間、野辺、二宮、平沢、平沢西一丁目、切欠、秋川一～六丁目、秋留一～五丁目、草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一～二丁目、淵上、上代継下代継、牛沼、油平（ほかに青梅市、日の出町の全域、八王子市、奥多摩町の一部）
感染する可能性のある植物（規制対象植物） ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクラ、オウトウ、ユスラウメなどのサクラ属、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタの生植物（苗や切り枝など）

国民年金

口座振替前納の
申込みはお早めに
国民年金保険料は、1年度分（4月～翌年3月分）、半年分（4月～9月分）、10月～翌年3月分）をまとめて払うことができます（前納）。口座振替を利用するとさら

にお得です。また、通常、その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座から引き落とされますが、当月末に引き落とすことで月々の保険料が50円割引になる早割制度もあります。
口座振替で前納制度、早割制度を希望される方2月26日（金）までに申し込んでください。
窓口 預金口座がある金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の本・支店が年金事務所
持ち物 年金手帳、預金通帳、金融機関の届出印
問合せ
ねんきんダイヤル（0570・05・1165）、IP電話・PHS 03・6700・1165
青梅年金事務所（代表0428・30・3410）

自動車税

障がい者減免申請の
事前受付
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合、自動車税と自動車取得税の減免が受けられます。新たに身体障害者手帳などを取得された方を対象に、3月末まで平成22年度分の減免申請の事前受付を行っています。対象の方は、必

要書類をお持ちの上、申請してください。
4月1日以降に自動車を取得し、課税がある場合の申請期間は、登録の日から1か月以内です。申請期限を過ぎると、当年度の減免を受けられません。また、平成21年度から減免上限額が設定されています。
問合せ 都税総合事務センター自動車税課調査係（0570・064・171、IP電話・PHS 03・5985・7814）

あきる野市長
白井 孝